

平成29年12月15日

特定商取引法及び預託法違反の事業者に対する 取引停止命令、業務停止命令等について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の連鎖販売業者及び預託等取引業者であるジャパンライフ株式会社（本社：東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、特定商取引法第39条第1項^(注)の規定に基づき連鎖販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、預託法第7条第1項の規定に基づき預託等取引契約に係る業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、平成29年12月17日から平成30年12月16日までの12か月間それぞれ停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき各違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨の指示を、預託法第7条第1項の規定に基づき顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべき旨の命令を、それぞれ以下のとおり行いました。

【特定商取引法】

- 1 同社は特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、特定商取引法第37条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引法施行規則第31条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成30年1月15日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 2 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

【預託法】

- 1 同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明

細書について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成し、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。以下同じ。）による会社法に定める監査を受けること。また、その結果について、翌年（平成29年度分については平成30年、平成30年度分については平成31年。以下同じ。）6月30日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書の写しを添付すること。）にて報告すること。さらに、その結果について、後記2の備置き書類と併せて、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したところのある全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に書面をもって通知し、その通知した結果について、翌年7月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。

- 2 前記1により一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成され、監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けた同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書に基づき、それぞれ翌年6月30日までに、預託法第6条に規定する同社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「備置き書類」といいます。）を作成し、同条の規定に従って備え置くこと。また、その結果について、同日までに、消費者庁長官まで文書（当該備置き書類を添付すること。）にて報告すること。
- 3 前記2による備置き書類の備置きが完了するまでの間、同社の過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる平成27年度及び平成28年度の決算への影響等について公認会計士から提出を受けた「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」（以下「合意手続報告書」といいます。）及び同社が作成した当該合意手続報告書の要約書面（当該仕訳の取消し後の当該年度の純資産合計額及び預託等取引契約残高を明示した預託者にとって明確かつ平易な内容のもの。以下「要約書面」といいます。）を、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。また、平成30年6月30日までに、平成29年度の同社の決算について、過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる影響等について監査法人又は公認会計士から合意手続報告書の提出を受けた上で要約書面を作成し、当該合意手続報告書及び当該要約書面を、前記2による書類の備置きが完了するまでの間、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。

- 認定した違反行為は、以下のとおりです。
 - 1 特定商取引法については、勧誘目的等不明示、故意による事実不告知、契約書面不交付及び迷惑解除妨害です。
 - 2 預託法については、書類の備置き義務違反です。
- 処分の詳細は、別紙 1 及び 2 のとおりです。

(注) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）の施行日（平成 29 年 12 月 1 日）前に同社がした違反行為については、同法附則第 2 条第 19 項の規定により、同法による改正前の特定商取引法第 39 条第 1 項が適用される。

特定商取引法

1 同社は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」といいます。）の販売事業を行うに当たり、本件商品の販売をあっせんする者を特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入といった特定負担を伴う取引である連鎖販売取引を行っていました。

なお、同社は、平成29年3月16日以降にしている取引においては、「業務提供誘引販売取引」という呼称を用いていますが、同社が顧客に支給するとしている各種手当のうち、「紹介手当」及び「業績手当」は顧客がその知人等に本件商品を紹介し、当該知人等が同社との間で本件商品を購入する契約を締結するに至った場合に、同社が当該顧客に対して供与する金銭的利益であり、特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益に該当し、その取引は「連鎖販売取引」に該当するものと認められます。

2 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社又は同社の勧誘者は、平成29年3月16日以降、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

(2) 同社は、同社の過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、大幅な債務超過となったことについて、平成29年7月に公認会計士から同社取締役会宛てにその旨を確認したこと等の報告がなされた後も、平成29年8月以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗その他これに類する設備（以下「店舗等」といいます。）によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」といいます。）の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていました。

（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

(3) 同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売契約の相手方がそ

の連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約を締結しながら、遅滞なく、特定商取引法施行規則第30条に規定する所定の事項についてその本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していませんでした。

(契約書面不交付)

(4) 同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げる行為をしていました。

(迷惑解除妨害)

預託法

1 同社は、平成28年12月16日付け及び平成29年3月16日付けの行政処分において、預託法第2条第2項に規定する預託等取引業者(以下「預託等取引業者」といいます。)に該当すると認定され、預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約(以下「預託等取引契約」といいます。)に関する業務の一部を停止すること等を命じられたが、現在においても平成28年12月16日より前に締結した預託等取引契約に基づき本件商品の預託を受け、預託者に対し当該預託に関する財産上の利益の供与を継続していました。

2 認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、預託法第6条の規定並びに同条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イ及び同条第2項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した、同社の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「備置き書類」といいます。)を、預託等取引契約に関する業務を行う事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならないところ、以下のとおり、当該義務の違反が認められました。

(1) 平成29年3月16日付けの行政処分において、同社は、貸借対照表上の負債額の過少計上等の備置き書類の虚偽記載等の違反行為を認定され、同社の計算書類及びその附属明細書(以下「計算書類等」といいます。)

について監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けること、その結果等を踏まえて適法に修正した備置き書類を適法に備え置くこと等を命じる措置命令を受けました。

(2) 前記(1)の措置命令を受けて、同社は、計算書類等について公認会計士による監査を受けましたが、その結果は平成27年度決算については「監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった」との理由により、「意見不表明」というものでした。このため、前記(1)の措置命令を受けたにもかかわらず、同社は、計算書類等について公認会計士による適正意見を受けることができず、したがって備置き書類を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ったものに修正できない状態が継続しています。

(3) そして、同社は、公認会計士による適正意見を受けた上での備置き書類の備置き完了は早くても平成31年6月末になる旨述べており、今後とも当分の間、監査法人又は公認会計士からの適正意見を受けた計算書類等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された備置き書類を備え置く見込みがないと認められます。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
(特定商取引法)

1 事業者の概要

- (1) 名称：ジャパンライフ株式会社 (法人番号 3010001070195)
- (2) 代表者：代表取締役 山口 隆祥
代表取締役 山口 ひろみ
- (3) 所在地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資本金：4億7640万円
- (5) 設立：昭和50年3月28日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：家庭用永久磁石磁気治療器等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売業者である。同社は、本件商品の販売事業を行うに当たり、本件商品の販売をあっせんする者を特定利益を享受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入といった特定負担を伴う取引である連鎖販売取引を行っていた。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に関する取引のうち、次の取引を停止すること。

ア 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成29年12月17日から平成30年12月16日まで（12か月間）

(2) 指示

同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示した。

- ① 同社は、法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、特定商取引法第37条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第31条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成30年1月15日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ② 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（特定商取引法第33条の2）

同社又は同社の勧誘者は、平成29年3月16日以降、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項）
（特定商取引法第34条第1項第5号）

同社は、同社の財務状況に関し、平成29年7月に公認会計士から同社

取締役会宛てに、過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、平成27年度末時点で同社が債務超過状態にあることを確認したこと等の報告がなされた後も、平成29年8月以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていた。

(3) 契約書面の不交付（特定商取引法第37条第2項）

同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約を締結しながら、遅滞なく、省令第30条に規定する所定の事項についてその連鎖販売取引契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(4) 迷惑解除妨害（特定商取引法第38条第1項第4号、省令第31条第1号）

同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方で解除を妨げる行為をしていた。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等不明示）

平成29年9月中旬頃、消費者Aは、既に同社と契約関係のあった知人Bから、電話で「〇〇温泉でただでマッサージやエステをしてもらえるから一緒に行こう。」と誘われた。数日後、消費者Aは、知人Bと〇〇温泉に一緒に行った。〇〇温泉の施設に着くと、高齢者が多く集まっており、参加している人たちの会話を聞いているうちに、この集まりが、同社の集まりで、参加している人も、同社の磁気治療器を購入したり、同社と契約をしている人たちだということが分かった。〇〇温泉の帰りに、知人Bは、「マッサージは3回まで無料

だし、9月〇日と〇日にも集まりがあるから、ジャパンライフの××店に来てよ。」と、消費者Aを誘った。

その数日後、消費者Aは、無料でマッサージをしてもらうために、同社の××店に行った。消費者Aは、自分が〇〇〇万円の契約を結んで、活動手当として月に〇万円をもらえる他に、誰かを同社の店舗や大会に連れてくるだけで、ポイントをもらえたり、連れてきた人が契約すれば、お金ももらえるということと同社の従業員から聞いて、それなら〇年くらいならやってみようかなという気持ちになった。

【事例2】（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

消費者Cは、「平成29年9月中旬に同社の××店で、チラシの内容について説明を受けたときには、赤字とか債務超過についての説明は一切なかった。」と述べている。消費者Cが、同社の財産の状況について知ったのは、その後、9月下旬に、〇〇市消費生活センターに相談に行った際、相談員から教えてもらった時だった。

消費者Cは、「もし、同社に数百億もの赤字があり、債務超過の状況であることを知らされていれば、絶対に契約をしようとは思わなかった。」と述べている。

【事例3】（迷惑解除妨害）

平成29年8月中旬、同社の契約者である消費者Dは、同社の××店に電話をしたが、担当者がなかなか電話に出てくれなかった。ようやくある担当者につながって〇〇〇万円の解約を求めたところ、「後から連絡する。」と言われた。

翌日、同社の担当者から電話があり、解約するためには、同月の20日が締切りであること、さらに、エリアマネージャーとの面談を受けないと解約できないと言われた。消費者Dは、いつでも自由にお金を下ろせるということで契約していたつもりだったのに、締切りの日があることや面談を受けなければ解約できないことを知って心配になった。その後、消費者Dは、同社の本社にある、お客様相談室に電話をして、〇〇〇万円の解約をしたいと伝えると、お客様相談室の担当者から、解約は店舗扱いになるので、店舗に申し出てくださいと言われた。

数日後、消費者Dは、同社の××店に解約手続きに行ったところ、店長のZが来ていて、消費者Dが〇〇〇万円を下ろしたいと言うと、Zは、「どうしてそんなにお金がいるのか。〇〇〇万円もいらないでしょ。」と言った。消費者Dは、色々話すうちに、結局半分の△△△万円を解約することとなった。

【事例4】（迷惑解除妨害）

同社の契約者である消費者Eは、平成29年9月上旬に、消費者Eを同社に誘った、同社の契約者である知人Fに「いろいろ考えて、やっぱり解約することにします。とにかく、ジャパンライフ、やめます。」と伝えた。知人Fは「××店のYさんに連絡しておきます。」と答えた。その後、従業員Yから連絡があり、本社の人と話したいというので、平成29年9月中旬頃、消費者Eは××店に行った。本社からは従業員Xが来ていて、従業員YとYの上司である従業員Wも同席していた。そして、従業員Yは「三人で伺ったのですが、お留守だったのでお話できませんでした。」と言ってきた。消費者Eは、この取引はいつでも解約できるはずだったのに、「解約したい」と伝えただけで、家にも来られるなんて、留守にしていたよかったです、消費者Eが「解約したいと思います。」と言うと、本社従業員Xは、解約の理由を聞き、「会長が、私のところに、夜の11時を過ぎてから、かんかんに怒って電話をしてきた。」などと言ってきて、言い合いを余儀なくされた。消費者Eは「とにかく、解約したいと思います。ことの次第によっては、私は警察に行きますよ。」と言った。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
(預託法)

1 事業者の概要

- (1) 名称：ジャパンライフ株式会社 (法人番号 3010001070195)
- (2) 代表者：代表取締役 山口 隆祥
代表取締役 山口 ひろみ
- (3) 所在地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資本金：4億7640万円
- (5) 設立：昭和50年3月28日
- (6) 取引類型：預託等取引契約
- (7) 特定商品：家庭用永久磁石磁気治療器

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売業者である。同社は、平成28年12月16日付け及び平成29年3月16日付けの行政処分において、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）第2条第2項に規定する預託等取引業者（以下「預託等取引業者」という。）に該当すると認定され、預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約（以下「預託等取引契約」という。）に関する業務の一部を停止すること等を命じられたが、現在においても平成28年12月16日より前に締結した預託等取引契約に基づき本件商品の預託を受け、預託者に対し当該預託に関する財産上の利益の供与を継続している。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

① 内容

預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について勧誘すること。

イ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新につ

いて申込みを受けること。

ウ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を締結又は更新すること。

② 停止命令の期間

平成29年12月17日から平成30年12月16日まで（12か月間）

（2）措置命令

同社に対し、預託法第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり命令した。

- ① 同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成し、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。以下同じ。）による会社法に定める監査を受けること。また、その結果について、翌年（平成29年度分については平成30年、平成30年度分については平成31年。以下同じ。）6月30日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書の写しを添付すること。）にて報告すること。さらに、その結果について、後記②の備置き書類と併せて、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことのあった全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に書面をもって通知し、その通知した結果について、翌年7月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。
- ② 前記①により一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成され、監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けた同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書に基づき、翌年6月30日までに、預託法第6条に規定する同社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「備置き書類」という。）を作成し、同条の規定に従って備え置くこと。また、その結果について、同日までに、消費者庁長官まで文書（当該備置き書類を添付すること。）にて報告すること。
- ③ 前記②による備置き書類の備置きが完了するまでの間、同社の過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる

平成27年度及び平成28年度の決算への影響等について公認会計士から提出を受けた「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」（以下「合意手続報告書」という。）及び同社が作成した当該合意手続報告書の要約書面（当該仕訳の取消し後の当該年度の純資産合計額及び預託等取引契約残高を明示した預託者にとって明確かつ平易な内容のもの。以下「要約書面」という。）を、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。また、平成30年6月30日までに、平成29年度の同社の決算について、過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる影響等について監査法人又は公認会計士から合意手続報告書の提出を受けた上で要約書面を作成し、当該合意手続報告書及び当該要約書面を、前記②による書類の備置きが完了するまでの間、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、預託法に違反する行為を行っており、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあると認められた。

書類の備置き義務違反（預託法第6条）

同社は、預託法第6条の規定並びに同条の規定に基づく特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則第5条第1項第1号イ及び同条第2項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した備置き書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならないところ、以下のとおり、当該義務の違反が認められる。

- (1) 平成29年3月16日付けの行政処分において、同社は、貸借対照表上の負債額の過少計上等の備置き書類の虚偽記載等の違反行為を認定され、同社の計算書類及びその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けること、その結果等を踏まえて適法に修正した備置き書類を適法に備え置くこと等を命じる措置命令を受けた。
- (2) 前記(1)の措置命令を受けて、同社は、計算書類等について公認会計士による監査を受けたが、その結果は平成27年度決算については「監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった」との理由により、「意見不表明」というものであった。このため、前記(1)の措置命令を受けたにもかかわらず、同社は、計算書類等について公認会計士

による適正意見を受けることができず、したがって備置き書類を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ったものに修正できない状態が継続している。

- (3) そして、同社は、公認会計士による適正意見を受けた上での備置き書類の備置き完了は早くても平成31年6月末になる旨述べており、今後も当分の間、監査法人又は公認会計士からの適正意見を受けた計算書類等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された備置き書類を備え置く見込みがないと認められる。